

# 離散と抵抗： ヴェンツェル・ヤークシュ覚書 (2)

相馬保夫

はじめに／問題設定と研究史

## I. ヴェンツェル・ヤークシュと社会主義

1. ヤークシュの略歴
2. 『folkと労働者』(1936年)

## II. 民族自治と民族自決：ドイツ人社会民主労働者党の民族政策

1. 民族自治から民族自決へ(以上 本誌第 69 号, 2004 年 12 月)
2. 少数民族政策と民族自治構想(以下 本号)

## III. さまざまなチェコスロヴァキア再編構想 1938 年

1. ドイツ人諸党派の構想
2. チェコスロヴァキア政府の対応(以下 次号掲載予定)
3. ヤークシュの連邦構想

小 括

## II. 民族自治と民族自決：ドイツ人社会民主労働者党の民族政策

### 2. 少数民族政策と民族自治構想

こうして、前節で述べたように、1918年10月、オーストリア-ハンガリー帝国が崩壊し、ポーランド人、チェコ人、南スラヴ人の国家的独立が明らかになる過程で、ボヘミア、モラヴィア、シュレジア地方(ズデーテン諸州)のドイツ人社会民主主義者は、自らの民族自決を掲げ、ドイツ-オーストリア国家への編入をめざした。ところが、1919年春から夏にかけて、新国家の体制が整いつつある中、パリ講和会議では、帝国の後継諸国の国境線について審議が行なわれ、既存の国境線をもとにしたチェコスロヴァキアの主張がほぼそのまま認められることになる。ドイツ人社会民主主義者は、新国家を前提にした活動に方向を転換し、1919年9月の新党創立大会で新たな民族自治綱領を採択した。本節では、この過程と民族自治構想のその後をチェコスロヴァキアの政治情勢との関連でたどっていきたい。

ボヘミアの党指導者ヨーゼフ・ゼーリガー(Josef Seliger)は、1918年10月末に創設された

ドイツ-ボヘミア地方（州）政府の知事代理を務め、ナショナリストの知事ルードルフ・ロチマン（Rudolf Lodgman von Auen）とともに戦勝国にドイツ人の民族自決を訴えた。その一方で、彼は、1919年2月のベルン国際社会主義者大会においても、ドイツ-オーストリアとドイツ-ボヘミアの自決権を要求した。ゼーリガーの場合、ドイツ人の民族自決はどのように位置づけられ、社会主義といかに関連づけられていたのだろうか。

ボヘミアにおけるドイツ人の自決権の問題は、ゼーリガーによれば、それほど単純なものではなかった。オーストリア社会民主労働者党の理論機関誌『闘争』の1918年11月号に載せた論文<sup>44)</sup>において、彼はこう述べる。「ドイツ-ボヘミアの自立」、この言葉からは、ボヘミアのドイツ人がチェコ人から分かれ、切り離されたドイツ語地域が一つの地理的単位にまとまると思われるかもしれない。しかし、「ボヘミアの言語地図を一目見ればすぐに分かるとおり、それはまったく不可能である。なぜなら、ボヘミアのドイツ人地域は統一され、結びついた、まとまった地域ではなく、いくつかのドイツ語地域に分かれているからだ。」「ドイツ-ボヘミアとは、実際には、民族的・政治的概念にすぎない。」したがって、ドイツ-ボヘミアの自立はかえって、ドイツ-ボヘミアの分割ということになり、「将来のドイツ-ボヘミアは、今日のドイツ-ボヘミアの一部にしかすぎなくなるだろう。」そうならば、この地域は経済的に自立してやっていけない。そこで、問題の立て方を変えて、「大経済圏ときわめて緊密に結合する方法を探さなければならない。そしてこの場合、それはドイツしかありえないだろう。」と。大経済圏との結合による経済的・政治的自立、すなわちドイツとの合体というこの構想は、オーストリア党内でいち早く民族自決へ転換し、ドイツとの「合邦（Anschluß）」を唱えた左派指導者オットー・バウアー（Otto Bauer）の議論<sup>45)</sup>とよく似通っている。

このようにドイツとの合邦による民族自決権の実現を要求する一方で、ゼーリガーは、大戦がもたらした焦眉の課題に対する回答を社会主義に求めていた<sup>46)</sup>。すなわち、「民衆の貧困、深刻な窮乏状態から回復し、資本主義経済の崩壊と転覆から豊かで文化的な生活を発展させるためには、社会主義への道による以外にはない。」社会主義の前提は民主主義であるが、ドイツ、ドイツ-オーストリアでは、革命によって民主化が実現した結果、それを基礎にして「社会化のための闘争、計画的に一步一步社会主義体制を建設するための闘争」を行なうことができる。しかし、チェコ人の国家ではそういうわけにはいかない。旧い体制から解放されたチェコ民族は、自らの国家建設にとりかかり、その領域内の諸民族、つまりスロヴァキア人、ドイツ人、ポーランド人、マジャール人、ルテニア人を暴力によってその国家に併合した。したがって、ここでは民族解放の闘いが現下の課題であり、「プロレタリアートが民主主義をかちとり、社会主義を実現することにとりかかる前に、この問題に決着がつけられねばならない。」こうして、ゼーリガーにあっては、民主主義と民族自決の実現が社会主義のための闘いを行う前提条件であっ

た。民主化が実現し、社会民主党が主導権を握ったドイツとの合邦は、このようにも理由づけられた。

しかし、ドイツとの合邦を前提にしたドイツ人の民族自決というゼーリガーの主張が、戦勝国に聞き入れられる見込みは、しだいに薄れていった<sup>47)</sup>。1919年3月4日、社会民主労働者党は、ドイツ-オーストリア国民議会の開会に合わせ、チェコスロヴァキアに編入された各地域で抗議の集会とデモ行進を行った。警官隊との衝突で多数の死傷者を出したこの日にゼーリガーは、テブリツェで演説し、ドイツ人の民族自決権を求める闘争を呼びかけた<sup>48)</sup>。だが、3月半ば以降6月までの間に、党はしだいに無条件の民族自決権から、民族自決権を基礎にしながらかチェコスロヴァキア共和国におけるドイツ人の自治権を求める方向に転換していった。4月1日、リベツで開催された党地方組織の会議は、チェコスロヴァキアの自治体選挙への参加をとり決め、社会主義のための共同の闘争をチェコの社会民主労働者党に要請した<sup>49)</sup>。6月4日、知事代理としての資格でオーストリア代表团とともにサン-ジェルマンに滞在していたゼーリガーは、数百万人のドイツ人を「民族全体から切り離す」ことは「とてつもない不正」であるが、社会民主労働者党は、「チェコスロヴァキア国家を土台にしてわれわれの民族の自由と自決のための闘いをわれわれのもつあらゆる手段を使って」継続する、と述べた。そして、6月28日のヴェルサイユ講和条約によって独逸合邦が禁止されると、党の転換は決定的になる<sup>50)</sup>。

1919年8月31日から9月3日まで、テブリツェで党大会が開かれ、そこでボヘミア、モラヴィア、シュレジアの地方組織は、オーストリアの党から分かれて一つにまとまり、チェコスロヴァキア共和国ドイツ人社会民主労働者党(DSAP)が結成された。

ゼーリガーは、「われわれが加入を強制された新国家におけるわれわれの政策の基本を決定し、この国家に対するわれわれの関係を基本的に定める」ことに今やとりかかる、と述べて、新国家チェコスロヴァキアを前提とした活動方針の説明を始めた。その際に、出発点となったのは、これまでもそうであったように、「勤労民衆の利益、プロレタリアートの利益」であった。帝国崩壊後に他のドイツ人ブルジョア諸政党と協力しながら、ドイツ人の民族自決権を前面に出して論陣をはった時とはうってかわり、大会では、社会主義を目標とした党であることが強調され、1899年のブルノ民族綱領を下敷きに、新国家での活動の基本となる新たな民族綱領(Nationalitätenprogramm)が採択された。ゼーリガーによれば、それは、「この国家におけるすべての民族の自決権」を要求し、「少数民族の地位」を拒否して「他の諸民族と同権の民族」を求めるものであった<sup>51)</sup>。

この綱領<sup>52)</sup>は、まず「チェコスロヴァキア共和国は、協商国帝国主義の勝利の産物である。」という確認から始まる。そして、「現在のチェコスロヴァキア国家のこの反革命的性格と闘うことが、チェコスロヴァキア共和国における社会民主党の次なる課題である。その意志に反し

てチェコスロヴァキアの支配下におかれたドイツ人プロレタリアートの利益のためばかりでなく、国際的なプロレタリア民主主義の利益のためにも、ドイツ人社会民主労働者党は、それに押しつけられた国家の枠内で、以下の要求を実現するために闘う。」とし、以下、次のような具体的な要求を列挙した。

1. 協商国帝国主義との同盟の解消。ドイツおよびドイツ-オーストリアとの友好関係。
2. 軍国主義の廃止と民主的民兵制によるその代替。徴募地域は民族ごとに定める。
3. 官僚的支配体制の廃止。民族的に区画された地域への国家領域の区分。これらの地域は、自由に選出した団体によって自治を行なう。民族混住地域では、どの民族にも特別の代表団体がすべての民族成員の自由選挙に基づいて創出される。
4. あらゆる異民族支配の廃止。同じ民族のあらゆる郡と地域、ならびにこの民族の少数派は、民族の全体組織に統括され、それは、全民族によって選ばれた民族評議会（Nationalrat）およびそれによって選出される民族政府（Nationalregierung）によって自治を行なう。

以上のように、この綱領は、領域的自治と人的自治とを組み合わせ、民族自治に関する「最大限綱領」的な性格を有していた。郡や行政の自治はたんに言語や学校・文化の問題にとどまらず、武器・弾薬の管理や官僚・裁判官の選任にも及び、とりわけ、民族評議会と民族政府は、「民族学校の法的規定と管理、民族文化の保護、民族的少数派の保護に関する他民族の民族評議会との条約の締結、その言語地域における社会主義企業の監督、没収された領主地への入植」、さらに「その言語地域における租税権」までもその権限とした。他方、「全共和国を代表する国民議会、およびそれによって設置される国家政府は、その性格上個々の民族の民族評議会に帰属させられない問題についてだけ権限を有する。」とされた。したがって、この綱領は、長期的な計画に基づき民族問題を自治によって解決しようとする試みであった。だが同時に、それは新国家を前提にして新たな情勢に適応しようとする党の姿勢を示す「ポジティブな国家綱領」でもあったといえる<sup>53)</sup>。チェコスロヴァキア共和国におけるこの党の民族問題への取り組みは、この民族綱領を基礎にしていたものの、それがもつ意味は、共和国の政治情勢に応じて変転することになる。

チェコスロヴァキアは、ヴェルサイユとサン＝ジェルマンの両講和条約によって、カルパチア南部のルテニア人自治地域を含む、主権を持つ独立国家として国際的に承認された。オーストリアとドイツとの「合邦」は、両条約で禁止され、オーストリアの独立が確定した。チェコ

スロヴァキアのドイツ系住民は、オーストリアからもドイツからも切り離され、サン＝ジェルマン条約第57条の規定に基づき、主要同盟・連合国とチェコスロヴァキアとの間に結ばれた、いわゆる少数派保護条約の適用を受けることになった。民族的・言語的・宗教的少数派の保護をとり決めたこの条約は、ポーランドが結んだ条約がモデルになって、他の新設諸国にも義務づけられたものである。同条約は、締結国がその一般的規定を国内の基本法に定め、遵守すること、その変更には国際連盟の承認が必要であり、違反した場合には国際裁判所に付託されることを定めていた<sup>54)</sup>。それは、国際間の条約による「少数民族保護」という大戦後の新しい対処法（マゾーア）であった。

チェコスロヴァキアは、少数派保護のこの規定を1920年2月29日に制定された憲法に定め、あらゆる国民の平等と「脱民族化（Entnationalisierung）」の禁止をそこに盛り込んだ。言語の使用に関する原則は、別に定められた言語法によって規定され、「チェコスロヴァキア語は、共和国の国家公式語である」とされた<sup>55)</sup>。1921年の国勢調査によると、新生共和国（総人口1,337万人）は、多数派のチェコスロヴァキア人（803万人、65%）に加え、少数派のドイツ人（312万人、23%）、ウクライナ人・ロシア人（46万人、3.4%）、マジャール人（75万人、5.6%）、ポーランド人（7万6千人、0.6%）、ユダヤ人（18万人、1.4%）などを含んでいた<sup>56)</sup>。共和国の基本的な枠組<sup>57)</sup>は、チェコ人、スロヴァキア人の政府と議会によって定められ、少数民族はその決定過程から除外されていた。チェコスロヴァキアの民族問題は、こうして共和国創設期の諸決定にすでに胚胎していた。なかでも最大のドイツ系住民の処遇は、新設共和国の政治の焦点になるはずであった。

ドイツ人社会民主労働者党は、ドイツ人の民族自決権に固執しながら、チェコスロヴァキア国家の枠内で民族自治と社会主義を追求していく。この党の活動は、したがって、一方で、ドイツ人の党としてチェコスロヴァキア人の諸政党に対立するとともに、他方では、社会主義政党として他のブルジョア諸政党と対立するという二重のアイデンティティの相克によって特徴づけられる。共和国政府に対する同党の立場は、同時にとりわけ、兄弟党としてのチェコスロヴァキア社会民主労働者党との関係によって左右された。おおまかに言えば、共和国の前半は、ブルジョア政党からなる政府およびそれに参加したチェコスロヴァキア社会民主労働者党との対立が際立っている。これに対して、共和国の後半には、同党との和解が成立し、やがて1929年からは同党とともにドイツ人社会民主労働者党自身が政権に加わり、政府与党として政府の政策に関与していくことになる。

ここでは、その過程全体<sup>58)</sup>を詳しく見ることは断念し、同党の民族自治構想をいくつかの綱領的文書によって紹介し、1938年の危機およびそこでのヴェンツェル・ヤークシュの行動を理

解する前提としたい。

1920年4月18日の第1回議会選挙においてドイツ人社会民主労働者党は、69万票をとり、ドイツ人諸政党の得票159万票のうち43.5%を占め、下院に31人、上院に16人の議員を送り出した<sup>59)</sup>。150万以上の得票、74議席を獲得したチェコスロヴァキア社会民主労働者党のトゥサル(Vlastimil Tusar)は、社会主義勢力による連合政権をめざし、ドイツ人の党との交渉に入ったが、ゼーリガーは、一連の「諸民族の重大問題」での和解(憲法上の諸問題)および外交政策の根本的修正を求めたので、この交渉は失敗した<sup>60)</sup>。

チェコスロヴァキア人諸政党が政府を掌握し、議会の過半数を制する状況下では、民族問題に関するドイツ人諸政党の姿勢が反映される可能性は乏しかった。そこで、ブルジョア政党からなる「ドイツ人議員連盟」やその他のドイツ人政治団体は、少数派保護規定の違反を理由に再三国際連盟に提訴していくが、戦勝国が支配する連盟でとりあげられることはなかった<sup>61)</sup>。それに対し、ドイツ人社会民主労働者党は、ベルン大会に引き続き、社会主義者のインターナショナルを舞台にドイツ人の民族自決を国際世論に訴えた。

1923年5月21日にハンブルクで開催された国際社会主義者大会に、同党は、ハンガリー人社会民主労働者党とともに、チェコスロヴァキアの労働運動と社会民主労働者党に関する覚書を提出した<sup>62)</sup>。覚書は、新インターナショナルへの加入によって労働運動の分裂を克服し、プロレタリアートの国際的連帯を回復するために、障害となっているチェコスロヴァキアの政策とそれに中心的に関わっているチェコスロヴァキア社会民主労働者党の政策を断固非難した。具体的には、「典型的な多民族国家」であるチェコスロヴァキアにおいて憲法やその他の基本法の制定作業から他の諸民族の代表が排除されたこと、そればかりか、議員の法案がまずいわゆる常置委員会に託され、少数派は議会の立法作業に関わることさえできないこと、また、議会の議事運営におけるチェコスロヴァキア語の使用、政府によるドイツ人学校の迫害、政府による地方行政の最高機関の任命、「チェコ人ブルジョアジーの民族的単独支配」を保護するための共和国保護法などによって少数派の権利が侵害されていること、そしてチェコスロヴァキア社会民主労働者党がこうしたチェコ人ブルジョアジーの政策に積極的に関与していることが挙げられた。覚書は、国際社会主義者大会が検討委員会を設け、こうした現状を検証して「正真正銘の国際性、諸民族の自決権という民族的原理の完全承認、全プロレタリアートの共同の階級闘争の必要性に基づき、この国のプロレタリアートの協働を回復するのにふさわしい方策」を適用することを求めた。

この時期、同じように反コミンテルン・反共産党の立場をとり、社会民主主義に立脚しながら、ドイツ人の党とチェコスロヴァキアの党は激しく対立していた。ドイツ人社会民主労働者党が厳しい姿勢を示したのは、いくつか理由があった。第一に、チェコスロヴァキア社会民主労働者

働者党が政権に参加し、少数派抜きで共和国の基本法制の制定に関与したことが、兄弟党としてのドイツ人の党からすれば、裏切り行為に思われた。他方、チェコスロヴァキアの党は、議会第1党として他のブルジョア政党とともに共和国の政策に関わることを当然とみなした。第二に、ドイツ人の党が、国際連盟ではなく社会主義者の国際組織に少数派としての苦情を提出したのは、国際社会主義の世論をどちらが味方につけるのか、という1919年2月以来の両党の対立があった。前節で述べたように、ベルン国際社会主義者大会では、ドイツ-オーストリア社会民主労働者党が提出した、反チェコスロヴァキア決議の意味合いが濃厚な一般決議案が採択され、チェコスロヴァキアの党は守勢に立たされた<sup>63)</sup>。民族自治の要求という点では、オーストリア全体党として共通の立脚点を有していたにもかかわらず、両党は、帝国の崩壊とチェコスロヴァキアの独立をきっかけに激しく対立するようになったのである。さらに、その後、国際社会主義陣営が三つのインターナショナルに分裂すると、第二インター系も、ドイツ社会民主党など穏健派が中心の第二インターナショナル派と、オーストリアの党が主導権を握る第二半インターナショナル派とに分裂し、チェコスロヴァキアの党は前者に、ドイツ人の党は後者に所属することになった。両派はハンブルク大会で合同し、社会主義労働者インターナショナルが誕生するが、この大会にドイツ人社会民主労働者党が、チェコスロヴァキアの党を弾劾する覚書を提出したのは、このような理由があった。

大会は、チェコスロヴァキアの両党の対立を調査し、検討結果を提案という形で執行委員会に報告するための委員会の設置を決議した。その一方で、大会は、「国際的反動に反対する国際的闘争」についての決議を採択し、民族的少数派の居住する戦後の新国家において、「民主的な自治と文化的自由の原則」を実現するよう、社会主義労働者諸政党に要請した<sup>64)</sup>。このように、ドイツ人の党にとっては、国内におけるドイツ人利害の代弁と、国際社会主義者大会における「国際的反動」に対する闘いと、同党の活動の両輪であり、相克するアイデンティティを両立させる方法であった。

チェコスロヴァキアの両党が和解するのは、ようやく1920年代後半になってからのことである<sup>65)</sup>。その背景には、1925年10月、ロカルノでチェコスロヴァキアがドイツとの間に仲裁条約を結び、両国が協調していく兆しが現れ、同年11月の第2回議会選挙の後を受けて、翌1926年10月にドイツ人ブルジョア政党（ドイツ人農業者連盟、キリスト教社会人民党）を加えた第三次シュヴェフラ内閣という純ブルジョア政府が成立し、野に下ったチェコスロヴァキア社会民主労働者党とドイツ人の党との間に対政府共同行動が日程に上るという事情があった<sup>66)</sup>。

この節の最後に、1920年代におけるドイツ人社会民主労働者党の民族自治綱領を、同党が1926年に「社会主義インターナショナルの少数民族委員会の要望」で起草した「チェコスロ

ヴァキア共和国民主的自治綱領の指針<sup>67)</sup>」から紹介しておく。その意図は、指針の最後に記されたように、「民族主義的な混乱から抜け出す道——チェコスロヴァキアに居住する諸民族の間の相互理解への道——を示し、その際完全にインターナショナルの原則を守ること」であった。全体は、「I. 民族的・文化的自治」、「II. 学校行政の組織」、「III. 言語問題の規定」、「IV. 仕事場の保護」に分かれ、1919年のテプリツェ創立大会で採択された民族綱領を、チェコスロヴァキアの現状に合わせて書き直したもので、包括的な民族的・文化的自治という「最大限綱領」的な部分と、すぐにでも実現可能な具体的な方策とが入り混じっている。以下、主な項目を挙げておく。

## I. 民族的・文化的自治

1. 国家の行政は、民族的にできるだけ統一された行政地域ごとに編成され、この地域の内部では完全な民主的自治の原則にしたがって形作られるべきである。
2. 民族的・文化的自治のために、チェコスロヴァキア共和国の個々の民族は、自由に選ばれた団体によって統治される法人団体 (rechtsfähige Körperschaften) として形成されるべきである。
3. 一民族 (Volksstamme) への帰属の基礎をなすのは、民族台帳 (der nationale Kataster) である。すべての国家市民は、自由な選択に基づいて特定民族の台帳に登録しなければならない。
4. 民族台帳に基づいて、民族成員は、各民族の文化的諸問題を解決するために自立的な自治団体、市町村、地区、州ないしは郡 (Gaue) に形成される。

## II. 学校行政の組織

1. いくつかの民族の学校が存在するすべての地区で、この民族のいずれの学校についても、独自の地区学校協議会 (Ortsschulrat) が設置されるべきである。
2. 国内諸民族の学校制度を監督するために、たいていは政治的な地区と一致する校区 (Schulbezirke) が形成される。これらの地区のいずれにおいても、そこに両民族の学校があるときにはすぐに、問題となる民族ごとに独自の校区学校協議会 (Bezirksschulrat) が形成される。いくつかの地区の学校が一つの校区にまとめられるか、または一定数の学校が隣接する同言語の校区学校委員会の下におかれることも可能である。
3. 地方自治が存在する限り、どの州 (Land) にもすでに存在する州学校協議会 (Landesschulrat) およびその民族別セクションが保持されるか形成されるべきである。



郡制度の導入後、どの郡（Gau）にも、この郡に代表される民族のそれぞれの学校について独自の郡学校協議会（Gauschulrat）が設置されるべきである。

7. 学校当局は、すでに存在する学校、これから設立される学校の費用を、民族的な基準に基づいて配分される資金、および各民族がその成員から徴収する権限をもつ特別の民族文化税からまかなう。

### III. 言語問題の規定

#### A. 少数言語の同権

1. チェコスロヴァキア共和国の住民はみな、すべての官庁当局、裁判所、施設、企業において口頭および文書によるやりとりの際にその地方で通用している言語を使うことができ、その言語で処理してもらう権利をもつ。

#### B. ドイツ人労働者、官吏、職員の保護

1. チェコ語の知識は、基本的に官吏および職員にだけ、業務上の必要性だけを基準として要求されるべきである。
2. 労働者にはこの知識は必要とされるべきではない。チェコ語の知識が必要な指導的な地位の労働者については、第1項の規定が有効である。
3. すでに官職についている官吏・職員について、チェコ語の知識が不完全なことは解雇や年金付退職の理由にも、その他の経済的な冷遇の理由にもなってはならない。

#### C. 議会の言語権

1. 議会運営における少数言語の同権。しかもそれは議会成員の活動についても議会機関の活動についても該当する。

### IV. 仕事場の保護

#### A. 国家公務

1. 言語的な理由からの年金付退職と解雇の即時検証と中止。
2. 言語に完全に習熟した人物だけを国家公務に採用する規則の廃止。チェコ語の習熟の必要性を業務使用の必要性に限定すること。
3. 国家公務への採用は、基本的に民族的な基準に沿って行われるべきである。

#### B. 民間経済

1. 国家への納入の中央管理およびその公的な監督。
2. すべての民族の労働者がしかるべく代表される強制労働仲裁機関の設立。
3. 公的な納入と仕事の賦与、さらに営業権・営業資格、最後に資格試験（Nostrifikation）

の実施は、企業ないしはそこで雇われている労働者の民族によって左右されてはならない。

このように、指針は、一方では、領域的自治と人的自治を組み合わせた民族自治綱領として、ブルノ民族綱領以来の自治要求を集大成し、チェコスロヴァキア人中心の中央集権的な国民国家を、諸民族の民主的な自治によって運営される連邦的多民族国家に改造するという遠大なプランであり、他方では、チェコスロヴァキアにおける民族問題の争点<sup>68)</sup>を網羅し、文化的自治の範囲内でその改善を求める具体的な要求項目を並べたものであった。ここに示された民族自治の原則と実現可能な具体的な改善要求との並列は、チェコスロヴァキアの政治体制とその他のドイツ人諸党との関係の中で、ドイツ人社会民主労働者党の、状況に応じた民族自治政策を特徴づけることになる。

### Ⅲ. さまざまなチェコスロヴァキア再編構想 1938年

第一次世界大戦後のヴェルサイユ体制は、中欧における諸帝国の崩壊の後を受けて、この地域に民族自決原理に基づく国民国家体制をうちたて、国際連盟とともにヨーロッパに新しい国際秩序を生み出すはずであった。しかし、世界恐慌とヒトラーの抬頭による1930年代の危機は、中欧地域の民族問題、とくに少数派問題を改めて国際的に注目させることになった。この危機に際して、国際連盟によって保証される少数民族保護という新しい方式は機能せず、民族問題の解決はまたもや大国の手中に委ねられた。本章では、戦間期の危機が集約的に現れた1938年を中心に、チェコスロヴァキアにおける民族問題の帰趨を、この時期に現れたさまざまな中欧とチェコスロヴァキアの再編構想に焦点を当てて論じたい。

#### 1. ドイツ人諸党派の構想

世界恐慌は、中欧の小国チェコスロヴァキアに甚大な影響を与えた。とりわけ、ドイツ系住民が集中して住む国境地帯では、失業者が急増し、他のチェコ人地域の2倍以上の失業率が記録された<sup>69)</sup>。恐慌がこの地域の人々の生活をどん底に突き落としたのは、鉱山、繊維、化学、ガラス、製陶など、近代化が遅れ、零細中小企業の多い、主に輸出向けの鉱工業が中心であった地域に、資本主義の構造的危機とドイツほか近隣諸国の恐慌が激烈に作用したからであった<sup>70)</sup>。しかし、長期にわたり職を失い、困窮化したドイツ系住民には、それは、チェコスロヴァキアの少数民族政策、「脱民族化政策」あるいは「チェコ化政策」の結果と映った。なぜなら、世界恐慌期までにすでに、ドイツ系の従業員が大量解雇されていたからである。ドイツ人社会民主労働者党の下院議員で鉱山労組指導者アドルフ・ポール(Adolf Pohl)が、1930年9月

7日の集会で述べたところによると、1929年までに、鉄道員や郵便局員など国に雇われたドイツ人3万3千人が解雇され、その影響は国有鉱山にも及んだ。国の失業対策事業を受注するのは、チェコ系の企業がほとんどで、雇われる者は、他から連れてこられたチェコ人ばかりであったという<sup>71)</sup>。1929年に入閣したドイツ人社会民主労働者党の党首ルートヴィヒ・チェヒ(Ludwig Czech)は、社会福祉相として失業給付の改善と食糧配給券の導入に力をつくした<sup>72)</sup>が、この地方の工業輸出が激減する中では焼け石に水であった。失業問題が民族問題に読み替えられることは避けがたかった。

そうした中で、隣国ドイツにおけるヒトラーの政権掌握とその後の目覚ましい経済回復は、驚異的であるかのように見えた。チェコスロヴァキアでも、「意識的に民族共同体とキリスト教的世界観に立脚するこの国の全ドイツ人の糾合をめざす」ズデーテン・ドイツ郷土戦線／党が急速に勢力を伸ばし、1935年の議会選挙では、得票数で第1党、議席数では僅差で第2党の地位を占めた。党首コンラート・ヘンラインは、1933年10月1日の創設宣言で、労働者、市民、農民に次のように呼びかけていた<sup>73)</sup>。

郷土戦線は、ドイツ文化・運命共同体に属することを公言し、われわれの民族財産(Volksbesitzstand)、すなわちわれわれの故郷、われわれの文化施設、われわれの経済、われわれの仕事場の確保と拡充を主要課題とみなす。

郷土戦線は、あらゆる身分(Stände)の社会的・経済的問題の公正な解決を要求する。とくに労働者の経済的・社会的な生活の保障が、われわれの民族力(Volkskraft)を維持するためにもっとも重要な前提の一つであるとみなす。「ズデーテン・ドイツ郷土戦線」は、運命がわれわれに定めた土地で、国家を承認しながら、法的に許されるあらゆる手段を投入してこれらの目標を達成するために活動する。

郷土戦線は、民主的な基本要請、とりわけ文化諸民族(Kulturvölker)の同権を支持することを表明し、民族の個性を完全に尊重してこの基礎を平和的に拡充することが、中欧地域の諸民族・諸国家が順調に発展するためにもっとも確実な保証であるとみなす。

郷土戦線／党は、少なくとも1935年選挙を迎える時までは、ドイツ人「民族同胞(Volksgenossen)」の結集を訴え、諸民族の同権をめざしながら、チェコスロヴァキア国家の枠内で活動することを宣言し、ドイツのナチズムに対しては、「根本的な留保を表明することをためらわない」としていた<sup>74)</sup>。ヘンラインは、国家の発展に積極的に関わる用意があると述べていたが、選挙後もズデーテン・ドイツ党は入閣せず、政府に対する煽動にかかりつきりであった<sup>75)</sup>。この段階では、同党の民族的要求は必ずしも明確ではなかった。

チェコスロヴァキア共産党は、両社会民主労働者党から分かれた左派によって1921年3月に結成された、チェコスロヴァキアでは唯一の諸民族共存の組織であった<sup>76)</sup>。したがって、共産党はドイツ人諸党派とはいえないが、ドイツ人も加わり、有力な指導者を輩出した党としてここでとりあげる。

共産党の民族政策は、コミンテルンの政策転換の影響を受けてめまぐるしく変わった。設立当初は、母体となった社会民主労働者党の政策に近く、チェコスロヴァキアへの忠誠を表明していた。しかし、1931年3月の第6回党大会では、コミンテルンの指導に従い、以前の党指導部の誤りを認めて、「帝国主義的なチェコのブルジョアジーによる併合」と「帝国主義的な講和条約」に反対して、「国家からの分離に至るまでの民族自決権」を擁護する方針（「民族問題に関するテーゼ」）に態度を改めた。大土地所有の無償没収、農民への土地の無料譲渡などの要求と並んで、「反動的な言語法」や「民族主義的な学校政策」への反対もスローガンとして取り入れられた<sup>77)</sup>。

さらに、ファシズムの脅威に対抗して統一戦線戦術が打ち出された1935年夏のコミンテルン第7回大会の後、共産党の政策は再び転換し、分離を含む民族自決権を強調するよりも、「共和国ドイツ系市民の同権」を求める現実的な要求に舞い戻った。1936年11月6日、共産党中央委員会は、政府にあてた覚書で、「チェコスロヴァキアにおける民族問題の徹底的に民主的な解決の原則を支持し、民族問題に介入しようとする外国のあらゆる試みを拒否する」と主張した。というのは、「憲法によって保証された、チェコスロヴァキアのドイツ系住民の市民権の侵犯、文化的および社会的な点での民族的抑圧は、今日、ドイツ帝国主義の代理人を勢いづかせるものである。したがって、ドイツ人地域の民族的不正と窮迫という現状を根本的に変えることが不可欠である。」からであった。そこで具体的要求として出された項目は、チェコスロヴァキアの憲法には触れていないものの、「この市民的同権の基本的な諸前提の実現が、共和国の防衛に対するドイツ系住民の立場を一挙に改善する」ことが期待された。すなわち、「共和国におけるドイツ系住民の市民的同権の保証」、「言語法の民主的な改正」、「ドイツ民族の子供たちへの母語での教育」、「ドイツ人文化施設の完全な支援の保証」、「行政機関・国家経営における民族的公平」、「経済問題・社会政策における民族的公平の保証」、「ドイツ系住民のための行政改革」がそれである<sup>78)</sup>。覚書の内容は、すぐに実行できる具体策が中心で、その点でヤークシュら「青年行動派（Jungaktivisten）」が政府に提示した要求とよく似ていた。しかし、共産党の覚書は政府に無視されただけでなく、共同行動を呼びかけたドイツ人社会民主労働者党からも拒絶された<sup>79)</sup>。

ファシズムの脅威とヘンライン運動の拡大に直面して、ドイツ人社会民主労働者党は、この

時期、いかなる構想を抱いていただろうか。1935年6月20日から23日まで、5月選挙での敗北を受けてブルノで開催された第10回党大会は、党のこれまでの対応と今後の方針をめぐって激しい議論の応酬となった<sup>80)</sup>。5月19日の議会選挙では、党は、前回の1929年選挙と比べて、20万票以上も得票を減らし、下院は21議席から11議席へ、上院は11議席から6議席へと議席数がほぼ半減する惨敗を喫した。下院に44議席、上院に23議席を獲得したズデーテン・ドイツ党がドイツ人政党の得票率の7割近くを占めた<sup>81)</sup>。とくに、ドイツ人が集中的に居住する国境地帯では、社会民主労働者党にとって事態は深刻で、大会に参加した代議員たちは、テロによって職を失う恐れがある党の労働者が次々にズデーテン・ドイツ党の軍門に降る様を口々に嘆いた。党議長ルートヴィヒ・チェヒの主報告に基づいて採択された政治決議<sup>82)</sup>は、次のように述べる。

5月19日の議会選挙の結果は、相反する結果になった。

チェコ人民の圧倒的多数がファシズムを非難し、それとともに国家の民主的土台を強化したのに対して、ズデーテン・ドイツ人民の多数は、民主国家を尊重しているにもかかわらず、鉤十字ファシズムへの同調を否定することができない政党に流れ込んだ。

この同調が、ズデーテン・ドイツ党の選挙勝利の主因でもある。・・・

こうして、チェコ人が民主的諸政党を支持したのに対し、ナチ流の煽動・宣伝とテロが貧困の蔓延するドイツ人居住地域において「鉤十字ファシズムへの同調」を生み出したと分析された。そこから、党は、共産党とは距離をおき、チェコスロヴァキアの民主的諸政党、とくに社会民主労働者党と密接に協力して、「ヨーロッパの平和の維持、チェコスロヴァキア民主政の強化」、そして「ズデーテン・ドイツ人民の勤労諸階層の経済的、社会的、文化的な利益」のために、政府に参加して活動する、と宣言した。緊急の対策として要求されたのは、1. 経営テロへの制裁と労働組合の自由、強制的職業紹介制度の実現、2. 地域の雇用創出のための努力、3. 労働時間の短縮による雇用機会の創出、4. 輸出奨励の努力、5. 失業手当の改善と青年層への配慮、6. 経済的・社会的福祉、警察の取締措置によるファシズムの克服、といった従来からの活動の延長線上にある項目であった。

この時期、社会民主労働者党は、民族自治の実現という党の最大限綱領をもちだすことを抑制し、むしろ緊急の経済的・社会的対策に専念している観があった。それというのも、党は、1929年に、少数派の文化的自治を認めるに至ったチェコスロヴァキア社会民主労働者党の要請に従い、民族政策での譲歩を条件とせずに政府に加わって以来、社会福祉相となった党首チェヒの政策を後押ししていたからである。民族自治を前面に掲げなかったのは、オーストリア・

マルクス主義の路線に忠実に階級闘争を重視する、モラヴィア出身のチェヒ・グループの方針のためであった。そして、民族の総結集を掲げて、ブルジョア陣営の統一を画策するズデーテン・ドイツ党に対する反発も大きかった<sup>83)</sup>。はたして、そうしたチェヒの政策に異議を唱えたのが、前稿で述べたように、やがて「フォルクの社会主義」を提唱するヤークシュであった。第1議題「われわれの闘いと次なる課題」の掉尾を飾ったヤークシュの演説は、「社会主義世界像の刷新」の要求、とりわけ「カオスからの脱出」を求める青年層や、農民層・中間層の獲得という課題、「全労働運動の行動の統一」ととともに「ズデーテン・ドイツ人民、ズデーテン・ドイツ政治の指導」を強調するという点で際立っており、満場の喝采を浴びた<sup>84)</sup>。それは、チェヒからヤークシュへの党の主導権の移行を予兆するかのようであった。

社会主義陣営の協力を重視するチェヒに対し、ヤークシュは、ドイツ人の農業者同盟、キリスト教社会人民党と組んで、「青年行動派」を結成し、世論に直接訴え、政府に働きかける戦術に出た。1936年4月26日、党の北部ボヘミア信任者たちの前で彼は演説し、ヨーロッパの危機が「ズデーテン・ドイツ人の運命の白山の戦い」を要求している、「チェコ人政治家は、彼らの国家構想にズデーテン・ドイツ人の占める場があるのか否か、という心の決断を迫られている。」と述べて、「チェコ人の国民国家概念」に痛烈な疑問を投げかけ、「ヨーロッパの平和の支柱」チェコスロヴァキアを守るために、「最良の力を投入することが、とりわけチェコ人民およびズデーテン・ドイツ人民の青年世代の共通の課題である。」と主張した<sup>85)</sup>。こうした「青年行動派」のイニシャティヴ、および首相ミラン・ホジャ（Milan Hodža）の要請を受けて、ドイツ人連立与党は協議を行い、1937年1月27日、「われわれの国家の諸民族の和解に役立ち、それとともにすべての民族の平和的な協力の基礎を生み出すために、・・・この国家のドイツ民族の生活要求から生じる以下の要求を提出」した。それは、民族自治の原則よりも緊急の必要課題を優先した要求であった<sup>86)</sup>。

1. 労働調達——全住民の経済的・社会的利益に配慮した投資事業の組織化。この意味で、国家の全民族の要求に応じ、経済恐慌に見舞われた地域に特別に配慮した国家契約の配分。地域の労働者・職員をその地方で実施される公共事業に雇用することを法律によって定めること。
2. 公務——公務の分野でも公共経営の分野でも全民族の成員に雇用と昇進の可能性を確保すること。これらすべては、国家の全人口に占める各民族の割合を基準にして行うこと。民族居住地域では同じ民族に属する公務職員・労働者を雇用することによってその地域の要望を満たすこと。言語試験を実際に必要なだけに限定すること、そしてまた受験者に当てはまる公務に配慮して試験を行うこと。雇用された後の試

験の繰り返しをすべて廃止すること、試験を受ける際の緩和措置の容認、必要な試験・公務補助の調達。

3. 青少年保護——どの児童にもその民族の保護者（後見人）、保育所、保護団体を確保するという原則に基づく青少年保護の拡充。自民族による世話を確保することによる児童・青少年に対する社会的・健康的保護を法律によって定めること。現存する保護施設とそれに必要な整備を法的・財政的に基礎づけること。
4. 学校と文化——各児童に対する授業をその民族の言語で行うことを法律によって定めること。各民族の児童に対して施設が整備され容易に通える全学年の学校を十分な数だけ確保すること。各民族の文化的必要に応じて学校組織を既存の組織に結びつけ、それをさらに整備することによって拡充すること。しかもそれは、あらゆる段階の学校当局の内部でも学校協議会（Schulräte）の内部でもそうすること。既存の文化施設・成人教育機関および各民族の必要に配慮したその整備を財政的に確保すること。
5. 言語——裁判所、当局、官庁、公共経営と連絡するための住民の必要性和利益に言語使用を適応させること。同様の観点から公的・法的団体の言語使用を定めること。これに応じて、言語法の基準を補足し、既存の法律で定められたあらゆる緩和措置を同時に活用すること。・・・
6. 議会——国家の全民族の成員が、例えば報道記者が行なうような役割を議会で果たすことができるようにすること。必要な言語補助措置の導入。議会によって提供される翻訳をすべての議会資料、とりわけ政府議案の趣旨報告にも拡充すること。
7. 議会苦情委員会——あらかじめ提案された基準を守らないことから生じるあらゆる苦情を処理するために議会苦情委員会を設置すること。

これに対し、覚書を受け取ったスロヴァキア出身で農業党の首相ホジャは、2月18日、原則としてすぐに実施可能なドイツ人の要求には配慮すると返答した。すなわち、①ドイツ人地域での投資の際には、「地域的・民族的状況に配慮する」、②「人口比率に応じた」官吏をとという原則を受け入れ、ドイツ人の比率の改善に努める、③児童・青少年保護ドイツ人委員会ほかの社会施設への国家補助を増額する、④ドイツ人の劇場、文化施設、学問施設、学生福祉事業への国家補助を増額する、⑤規定人口以下の自治体との文書交換にドイツ語訳をつける、というのが回答の中身であった<sup>87)</sup>。「2月18日協定」という名で知られることになるこの返答は、たしかに民族問題の解決を図ろうとするホジャの意欲から、ドイツ人側の要求に歩み寄った政府の譲歩ではあった。政府に加わったドイツ人諸政党にとっては、それは、政府による初めての

「具体的な民族政策的約束」であった。しかし、そこに記された善処案は、チェコスロヴァキアの当時の政治状況からすれば、すぐに効果をもたらすようなものではなかった。また、法の改正によるものではなかったから何ら法的拘束力を有さず、政府の口約束、努力目標にすぎなかった<sup>88)</sup>。ヤークシュは、9月17日に大統領ベネシュにあてた2月協定に関する包括的な覚書の中で、「チェコ人側は、2月協定を『いくつかの行政上の問題の解決』と位置づけた。ドイツ人行動派陣営では、協定は、チェコ人とドイツ人の問題の積極的な、合意に基づく解決に向けての出発点、一段階の成果 (Etappenenerfolg) と理解された。われわれは、協定が、チェコ人の国政がドイツ人住民を主体的に獲得し満足させる方向への転換の開始であるとみなした。」と両者の受け取り方の違いを厳しい批判的な論調で捉えた<sup>89)</sup>。2月協定の効果が現れるよりも先に、少数派問題の解決に対する国内外の圧力が危機的に強まり、ヤークシュが憂慮したように、「ドイツ人行動派の運命の時」がやってくることになる。(次号に続く予定)

#### 註

- 44) Josef Seliger, "Das selbständige Deutschböhmen," in: *Der Kampf. Sozialdemokratische Monatsschrift*, Jg. 11, November 1918, Nr. 11, pp. 719-723.
- 45) Otto Bauer, „Der deutschösterreichische Staat (*Arbeiter-Zeitung*, Wien, 13. Oktober 1918),“ in: Otto Bauer, *Werkausgabe*, Bd. 7 (Wien, 1979), pp. 269-273. Cf. Otto Bauer, „Selbstbestimmungsrecht und Wirtschaftsgebiet (*Arbeiter-Zeitung*, Wien, 15. Oktober 1918),“ in: *Ibid.*, pp. 274-278; „Deutschland und wir (*Arbeiter-Zeitung*, Wien, 16. Oktober 1918),“ in: *Ibid.*, pp. 279-282. オットー・パウアー『民族問題と社会民主主義』丸山敬一ほか訳 (御茶の水書房, 2001)。
- 46) Josef Seliger, *Warum kämpfen wir für das Selbstbestimmungsrecht unseres Volkes?* (Teplitz-Schönau, o.J.), in: Klaus Zeßner, *Josef Seliger und die nationale Frage in Böhmen. Eine Untersuchung über die nationale Politik der deutschböhmisches Sozialdemokratie 1899-1920* (Stuttgart, 1976), pp. 223-228.
- 47) オーストリア外相オットー・パウアーが、フランス大使との会談についてゼーリガーにあてた4月25日書簡によると、ドイツ-ボヘミアのドイツへの合邦もドイツ-ボヘミア単独での独立もこの段階ではほとんど不可能になっていた。 Cf. *Weg, Leistung, Schicksal. Geschichte der sudetendeutschen Arbeiterbewegung in Wort und Bild* (Stuttgart, 1972), p. 101.
- 48) Zeßner, *Josef Seliger*, pp. 222f.
- 49) *Ibid.*, pp. 136f.
- 49) Friedrich G. Kürbisch, *Chronik der sudetendeutschen Sozialdemokratie 1863-1938* (Stuttgart, 1982), p. 48.
- 50) Zeßner, *Josef Seliger*, pp. 136f. Cf. Klaus Zeßner, "Die Haltung der deutschböhmisches Sozialdemokratie zum neuen tschechoslowakischen Staat 1918/1919," in: *Die "Burg". Einflußreiche politische Kräfte um Masaryk und Beneš*. Hrsg. von Karl Bosl, Bd. 1 (München/Wien, 1973), pp. 161-175.
- 51) Zeßner, *Josef Seliger*, p. 228, 233.
- 52) *Ibid.*, pp. 236f.
- 53) *Ibid.*, pp. 138, 140. Cf. Klaus Sator, *Anpassung ohne Erfolg. Die Sudetendeutsche Arbeiterbewegung und der Aufstieg Hitlers und Henleins 1930-1938* (Darmstadt, 1996), pp. 49f.; Jörg Kracik, *Die Politik des deutschen Aktivismus in der Tschechoslowakei 1920 - 1938* (Frankfurt am Main [u.a.], 1999), pp. 54f.
- 54) Cf. Erwin Viehhaus, *Die Minderheitenfrage und die Entstehung der Minderheitenschutzverträge auf der Pariser*



- Friedenskonferenz 1919. Eine Studie zur Geschichte des Nationalitätenproblems im 19. und 20. Jahrhundert* (Würzburg, 1960). なお、筆者は、別稿「民族自決とマイノリティ：戦間期中欧民族問題の原点」（仮題）で少数派保護条約の成立の経緯をとりあつかう予定である。
- 55) Fritz Peter Habel, *Dokumente zur Sudetenfrage. Unerledigte Geschichte*, 5. Aufl. (München, 2003), pp. 281-286, 291-293. チェコスロヴァキアの言語法・言語問題については, Jaroslav Kučera, *Minderheit im Nationalstaat. Die Sprachenfrage in den tschechisch-deutschen Beziehungen 1918-1938* (München, 1999).
- 56) Victor S. Mamatey/Radomír Luza (Eds.), *A History of the Czechoslovak Republic 1918-1948* (Princeton, N.J., 1973), p. 40 (Table 1).
- 57) Cf. *Ibid.*, pp. 39-98; *Handbuch der Geschichte der böhmischen Länder*, Bd. 4: Der tschechoslowakische Staat im Zeitalter der modernen Massendemokratie und Diktatur. Hrsg. v. Karl Bosl (Stuttgart, 1970), pp. 11-29; 中田瑞穂「チェコスロヴァキア第一共和制の形成（1918-1920年）——議会制民主主義の安定化過程」『国家学会雑誌』108-3・4（1995年）, pp. 161-206.
- 58) 社会民主労働者党を含むドイツ人諸政党の政権参加問題については, *Kracik, Die Politik des deutschen Aktivismus*, が詳しい。Cf. Johann Wolfgang Brügel, *Tschechen und Deutsche 1918-1938* (München, 1967), pp. 175-185.
- 59) Kürbisch, *Chronik der sudetendeutschen Sozialdemokratie*, p. 51.
- 60) *Kracik, Die Politik des deutschen Aktivismus*, pp. 75f.; 中田瑞穂「チェコスロヴァキア第一共和制の形成」, p. 192.
- 61) Cf. *Dokumente zur Sudetenfrage*, 5. Aufl., pp. 303-306.
- 62) *Denkschrift der Deutschen Sozialdemokratischen Arbeiterpartei in der Tschechoslowakischen Republik an den Internationalen Sozialistenkongreß in Hamburg Mai 1923, über den politischen und sozialen Stand der Arbeiterbewegung in diesem Staate und das Verhalten der tschechoslowakischen Sozialdemokratie gegen die übrigen sozialistischen Parteien des Landes* (1923 [?]).
- 63) Cf. William Lee Blackwood, "The Response of Czechoslovak and Polish Social Democrats to 'the German Question' in the Second International 1918-1933," in: *IWK*, 30 (1994)/4, pp. 517-519.
- 64) *Protokoll des ersten Internationalen Sozialistischen Arbeiterkongresses. Hamburg, 21 bis 25. Mai 1923*. Reprint (Glashütten im Taunus, 1974), pp. 12, 15.
- 65) Cf. *Der erste Kongreß aller sozialdemokratischen Parteien der Tschechoslowakei. Protokoll des gemeinsamen Kongresses der Deutschen Sozialdemokratischen Arbeiterpartei, der Tschechoslowakischen Sozialdemokratischen Arbeiterpartei in der Tschechoslowakischen Republik, der Polnischen Sozialdemokratischen Arbeiterpartei in der Tschechoslowakischen Republik und der Sozialdemokratischen Partei Karpatorusslands am 28. und 29. Jänner 1928 in Prag*. Reprint (Stuttgart, 1975); 渡邊竜太「チェコスロヴァキアにおけるドイツ人社会民主党とオーストリアマルクス主義——スミーホフ合同大会（1928年）を手掛りとして」東北史学会『歴史』101（2003年）, pp. 79-102.
- 66) Cf. *Kracik, Die Politik des deutschen Aktivismus*, pp. 139-141, 153ff.
- 67) „Richtlinien für ein Programm der demokratischen Autonomie in der Tschechoslowakischen Republik (1926),“ in: *Weg, Leistung, Schicksal*, pp. 124f. Cf. *Demokratische Verwaltung und nationale Autonomie* (Prag, 1925). この冊子は、政府の地方行政改革に対する批判を一般黨員向けにわかりやすく解説した啓蒙書である。なお、指針は、1926年4月13日に開催された社会主義労働者インターナショナル第1回少数派委員会に向けて起草されたものと思われる。Cf. *Dritter Kongreß der Sozialistischen Arbeiter- Internationale. Brüssel, 5. bis 11. August 1928*. Reprint (Glashütten im Taunus, 1974), II. pp. 30f. また、指針は、1927年5月に開かれた同党の第6回党大会で採択された。Cf. Kürbisch, *Chronik der sudetendeutschen Sozialdemokratie*, p. 61.
- 68) Cf. Elizabeth Wiskemann, *Czechs and Germans. A Study of the Struggle in the Historic Provinces of Bohemia and Moravia* (London/New York/Tronto, 1938); *Handbuch der Geschichte der böhmischen Länder*, Bd. 4, pp. 32-40;

- Mamatey/Luza (Eds.), *A History of the Czechoslovak Republic*, pp. 167-187.
- 69) Cf. Fritz Peter Habel, *Dokumente zur Sudetenfrage* (München, 1984), pp. 472f.; いわゆるズデーテン地方の貧困については、ヤークシュが党の中央機関紙『社会民主主義者』に掲載した一連のルポルタージュも参照。 Cf. *Wenzel Jaksch. Suher und Kunder*, 2. Aufl.(München, 1967), pp. 76-110.
- 70) Cf. Mamatey/Luza (Eds.), *A History of the Czechoslovak Republic*, pp. 188-215.
- 71) *Odsun - Die Vertreibung der Sudetendeutschen. Dokumentation zu Ursachen, Planung, und Realisierung einer „ethnischen Säuberung“ in der Mitte Europas 1848/49 - 1945/46*. Bd. 1 (München, 2000), pp. 633-637.
- 72) Cf. J.W. Brügel, *Ludwig Czech. Arbeiterführer und Staatsmann* (Wien, 1960), pp. 110-121. 本書は、チェヒの秘書を務めたブリューゲルによって戦後に編まれた追悼集である。あわせて参照、Nancy Merriwether Wingfield, *Minority Politics in a Multinational State. The German Social Democrats in Czechoslovakia, 1918-1938* (New York, 1989), pp. 105-107.
- 73) *Dokumente zur Sudetenfrage*, 5.Aufl., p. 340; *Odsun*, p. 649.
- 74) *Dokumente zur Sudetenfrage*, 5.Aufl., pp. 343f.; *Odsun*, pp. 651f., 655-658. 郷土戦線／党内のさまざまな潮流と対立、ズデーテン・ドイツ問題とドイツとの関わりについては、Ronald M. Smelser, *Das Sudetenproblem und das Dritte Reich 1933-1938. Von der Volkstumspolitik zur Nationalsozialistischen Außenpolitik* (München/Wien, 1980).
- 75) Cf. Franz Katzer, *Das große Ringen. Der Kampf der Sudetendeutschen unter Konrad Henlein* (Tübingen, 2003), pp. 328-331.
- 76) Cf. Heinrich Kuhn, *Zeittafel zur Geschichte der Kommunistischen Partei der Tschechoslowakei* (München, 1973), p. 34. 両社会民主労働者党との関係は、Olaf Meiler, *Die Deutsche Sozialdemokratische Arbeiterpartei in der Tschechoslowakei (DSAP) im Spannungsfeld zwischen tschechischen Sozialdemokraten und Kommunisten (1918-1929)* (München, 1989).
- 77) *Dokumente zur Sudetenfrage*, 5.Aufl., pp. 336f.; *Odsun*, p. 642f.; Sator, *Anpassung ohne Erfolg*, pp. 62-67.
- 78) *Dokumente zur Sudetenfrage*, 5.Aufl., pp. 358-361.
- 79) Cf. Sator, *Anpassung ohne Erfolg*, pp. 234-237.
- 80) *Protokoll des zehnten Parteitages der Deutschen sozialdemokratischen Arbeiterpartei in der Tschechoslowakischen Republik. Abgehalten in Brün, Dopz-Saal vom 20. bis 23. Juni 1935* (Prag, 1935).
- 81) Kürbisch, *Chronik der sudetendeutschen Sozialdemokratie*, pp. 64, 73; *Odsun*, p. 665.
- 82) *Protokoll des zehnten Parteitages der DSAP*, pp. 15-37, 116-119, 173.
- 83) Cf. Sator, *Anpassung ohne Erfolg*, p. 54; Martin K. Bachstein, *Wenzel Jaksch und die sudetendeutsche Sozialdemokratie* (München/Wien, 1974), pp. 67-84; M.K. Bachstein, „Programmdiskussion und Krise in der Deutschen Sozialdemokratischen Arbeiterpartei (DSAP) in der Tschechoslowakischen Republik,“ in: *Bohemia*, 11 (1970), pp. 308-323.
- 84) *Protokoll des zehnten Parteitages der DSAP*, pp. 101-107.
- 85) *Wenzel Jaksch. Suher und Kunder*, pp. 140-144; *Dokumente zur Sudetenfrage*, 5.Aufl., pp. 349-351.
- 86) *Ibid.*, pp. 363f. Cf. Kučera, *Minderheit im Nationalstaat*, pp. 145f.
- 87) *Wenzel Jaksch. Suher und Kunder*, pp. 167f. Cf. *Dokumente zur Sudetenfrage*, 5.Aufl., pp. 364f.; *Ursachen und Folgen. Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands*, Bd.12: Das Dritte Reich. Das sudetendeutsche Problem. Das Abkommen von München und die Haltung der Großmächte (Berlin, o.J.), pp. 44-46; *Sozialdemokrat. Zentralorgan der Deutschen sozialdemokratischen Arbeiterpartei in der Tschechoslowakischen Republik*, Jg. 17, Nr.45, 21.2.1937, pp.1f.; Jg. 17, Nr. 49, 26. 2. 1937, p. 1.
- 88) Cf. Sator, *Anpassung ohne Erfolg*, pp. 232ff.; Kracik, *Die Politik des deutschen Aktivismus*, pp. 336ff.; Kučera, *Minderheit im Nationalstaat*, pp. 146-153. ちなみに、ドイツ人党「行動派」は、4月1日、政府の約束が実現されるかどうかを監視する本部をプラハに設立し、地方にも81ヶ所に支部をおいた。
- 89) *Wenzel Jaksch. Suher und Kunder*, pp. 169-185.

# Diaspora und Widerstand: Wenzel Jaksch und die sudetendeutsche Sozialdemokratie (2)

SOMA Yasuo

Einleitung: Problemstellung und Forschungsstand

I. Wenzel Jaksch und sein Sozialismus

1. Lebenslauf von Jaksch
2. *Volk und Arbeiter* (1936)

II. Selbstverwaltung und Selbstbestimmung:

Nationalitätenpolitik der Deutschen Sozialdemokratischen Arbeiterpartei

1. Von der Selbstverwaltung zur Selbstbestimmung (**in Nr. 69, Dezember 2004**)
2. Minderheitenpolitik und Konzeptionen zur Selbstverwaltung

III. Umorganisationspläne der Tschechoslowakischen Republik im Jahr 1938

1. Pläne der deutschen Parteien (**in diesem Heft**)
2. Reaktion der tschechoslowakischen Regierung
3. Föderalisierungsplan von Jaksch

Zusammenfassung (**im nächsten Heft**)

Wenzel Jaksch (1896-1966) war ein sudetendeutscher Sozialdemokrat, der während des Zweiten Weltkrieges im Exil in London sowohl gegen den Nationalsozialismus als auch gegen den Vertreibungsplan der tschechoslowakischen Exilregierung energisch Widerstand leistete. Sein Lebenslauf spiegelt die welthistorischen großen Umwandlungen in Mitteleuropa in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts wider. Trotzdem sind im Rahmen der Widerstandsforschung in Deutschland seine Tätigkeit und seine Beziehungen zu der Sopade und den anderen deutschen und österreichischen Widerstandsbewegungen bisher selten behandelt worden. Diese Abhandlung befasst sich deshalb mit der Diaspora und dem Widerstand der sudetendeutschen Sozialdemokratie um Wenzel Jaksch. Dabei wird auf zwei wichtige Forschungsansätze eingegangen: die Untersuchung von Mark Mazower über die ethnischen, religiösen und sprachlichen Minderheiten in Europa und die klassischen Studien von Arno J. Mayer über die Kriegszielpo-

litik während und nach dem Ersten Weltkrieg.

In diesem Aufsatz wird versucht, erstens den Lebenslauf von Jaksch skizzenhaft zu verfolgen und sein Verständnis für den Sozialismus in seinem Buch *Volk und Arbeiter* (1936) zu überprüfen, zweitens die Deutsche Sozialdemokratische Arbeiterpartei in der Tschechoslowakei in ihren Programmen zur nationalen Selbstverwaltung und Selbstbestimmung im Wandel der Zeit zu untersuchen und drittens die verschiedenen Umorganisationsplänen der Tschechoslowakischen Republik im Jahr 1938 als Möglichkeit zur Lösung des Minderheitenproblems unter der drohenden Gefahr der nationalsozialistischen Invasion herauszustellen. Was die zuletzt genannten Pläne und Chancen angeht, so wurden sie jedoch durch das Münchener Abkommen und die Eingliederung des Sudetenlandes ins Deutsche Reich zerstört. Im vorliegenden Heft wird der zweite Teil des Aufsatzes veröffentlicht. Der dritte Teil wird im nächsten Heft folgen.